## 議会の選挙に適用される公職選挙法の規定

議会で行う選挙(正副議長選挙及び選管委員・補充員の選挙)については、 地方自治法第118条に基づき、公職選挙法の次の規定が準用される。また、同 条後段の規定により、投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定 する。

1投票の記載事項、投函(第46条第1項、第4項)

投票用紙に当該選挙の公職の候補者 1 人の氏名を自書し投票箱に投函しなければならない。投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

2点字投票(第47条)

投票に関する記載については、政令で定める点字は文字とみなす。

3代理投票(第48条)

選挙人に身体の故障があるときは、申出により代理投票を行なうことができる。

4無効投票(第68条第1項)

次の各号に該当するものは、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) その職に就きえない者の氏名を記載したもの
- (3) 1票中に2人以上の氏名を記載したもの
- (4)候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所、 敬称の類を記載したものは差し支えない。
  - → 氏名の上に議席番号を記載した投票は無効とした判例がある。
- (5) 投票すべき者の氏名を自書しなかったもの。ただし代理投票は除く。
- (6)誰の氏名を記載したか確認し難いもの
  - → 同一姓の議員がいる場合の姓のみの投票は、議会内の選挙においては、公選法 68 条の 2の按分規定が適用されないため、無効となる。
- 5 法定得票(第95条第1項)

有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、選挙すべき人数で有効投票の総数を除して得た数の1/4以上の得票がなければならない。

- →正副議長選挙の法定得票数(有効投票数が48票の場合)
  - (50 票÷定数 1 人) × 1 / 4 = 12.5 → 13 票
- →選管委員・補充員選挙の法定得票数
  - (50 票÷定数 4 人) × 1 / 4 = 3.125 → 4 票
- 6 得票数が同数の場合の措置(第 95 条第 2 項)

くじにより決定する。

## 大田区議会会議規則 (抜粋)

第30条④投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

第33条 選挙に関する疑義は議長が会議にはかって決める。